

役員選挙制度の改正：実施手続きの詳細

選挙制度検討 WG

7 月理事会承認に基づく役員選挙制度の改正について、具体的な実施手続きの詳細を取纏めたので、推薦母体への案内内容および一般規則の関連個所の改訂を承認いただきたい。

推薦母体への案内（抜粋） 別紙

- ・役員選挙に関する規程（7 月理事会改訂内容）
- ・理事選出枠の見直しについて（改定概要に関する周知文）
- ・平成 18 年度役員候補者推薦票の記載に関する注意事項（各役職・担当業務の概要）

一般規則の関連個所の改訂 別紙

参考：7 月理事会議事録抜粋

3.1 理事選出区分の見直しに関する修正案（選挙制度検討 WG）（資料 No.510-審-1）

役員選挙における理事選出区分について、前回理事会の役員各位からの意見を踏まえた提案があり、審議の結果、調査研究側のスケジュール調整が可能であることを前提として、別紙の通り全員異議なく承認した。理事担務を含めた具体的な実施手続きの詳細は、WG で取り纏めの上、9 月理事会に提案する。

これについて、特に安西会長より、理事は法人の全ての運営に責任があり、選挙までの過程がどのようなものであっても、一活動や一委員会のみを担うのではなく、学会の経営を視野に、学会全体の発展のために尽力いただく必要がある。今後、調査研究分野から推薦された候補者が理事となる場合でも、当該理事は、一調査研究分野の利害代表としてではなく、学会全体の発展のための尽力が求められることを再確認していただきたい旨が述べられた。

[改定概要]

- （1）調査研究担当を単独枠とし、これに伴う手続きを変更する。
- （2）論文誌担当は理事 A 枠に移行し、同時に事業担当を理事 C 枠に移行する。
- （3）理事 C 枠について、電子化担当は総務担当に統合し、新たに企画（仮称）担当を設置する。

[改定後の理事選出区分]

理事 A	4	8	4	8	会誌、 <u>論文誌</u> 、教育、 事業 、国際
理事 B	1	2	2	4	調査研究、 論文誌
理事 C	4	8	4	8	総務、財務、 電子化 、 <u>企画</u> 、 事業

主な意見は次の通り

- ・教育担当については、教育分野の活動や人的拡がり調査研究分野ほどにはない現段階では、やはり、その単独枠化は控えることが良いと思われる。
- ・技術応用活動は、調査研究活動が扱う範囲とは異なる社会サービスを担う必要があるため、技術応用担当理事は、調査研究担当理事とは別に設けることが良い。新たに設ける企画（仮称）担当は、このような活動を担っていただくことも考えられる。

以上

選挙制度検討WG（平成17年度第3回）議事録

日時 平成17年8月24日（水）18：00～19：45

会場 情報処理学会会議室

出席 旭副会長、白鳥副会長、小橋総務理事、平川総務理事、水野監事

事務局：新田、中田

議事

- 1．7月理事会で承認された改定内容に基づき、関連規程の改訂箇所を再度確認した。
細則第2条(6)項の候補者の所属に関する制限については、調査研究担当の単独枠化と、理事区分の改定により若干の歪みが生じることも考えられるが、現段階では拙速な修正は行わず、著しく所属が偏る等の事態が考えられる場合には理事会の判断を得ることとし、18年度改選の状況を注視しながら、必要があれば次年度以降に適切な修正を行うこととした。
- 2．新たに設ける企画担当理事の担務を次の通りとし、一般規則を含め、該当箇所の表記を修正した。
[企画担当理事の担務]
新領域への活動の拡大など、将来構想の実現に関する事項
- 3．平成18年度役員候補者推薦依頼内容を確認した。
- 4．約200名の推薦人による候補者の絞込投票では、投票時の参考として候補者の略歴等の個人情報候補者本人の了解を得ないまま推薦人に提供することとなる。これについて、個人情報保護の観点からは本来ならば事前に本人に通知しておくべきだが、賞等の選考と同様に、学会運営上やむを得ないケースであり、かつ学会内部の特定した選考メンバに対してのみ提供するものであるため、仮にクレームがあった場合でも当該情報が外部に流出したとはいえないという専門家のコメントを確認し、従来と同内容の情報を提供することとした。
但し、情報提供の際には、個人情報保護のため、その取り扱いを厳重に推薦人に依頼する。
- 5．会長選挙における大学と企業のバランスについては、次回に検討を予定する。
- 6．次回開催：10月20日（木）17：00～

以上

役員選挙に関する規程（7月理事会改訂内容）

- 第1条 この規程は、定款第18条に規定される役員の選挙に関する手続きを定めるものである。
- 第2条 選挙は正会員および名誉会員の直接投票による。役員候補者は正会員とする。ただし、役員候補者および有権者の資格は、選挙の年の1月理事会開催日現在に会費の滞納の無い者とする。
- (1) 会長、副会長および監事の投票は単記とする。
- (2) 会長、副会長を除く理事の投票は、担当業務に対応する改選定数内の記載とする。
- 第3条 会長、副会長を除く理事の改選定数は、9名ないし10名とする。
- 第4条 理事会は別に定める細則にしたがって役員候補者の選出を行う。
- 第5条 会長は、有権者である会員に対し、役職別、担当業務別の役員候補者リスト（注）と投票用紙を提出し、投票を求める。ただし、会員は自由に候補者以外の会員に投票することができる。
- 注）業務担当理事B枠において調査研究運営委員会から推薦された役員候補者については、役員候補者リストにその旨を明記する。
- 第6条 選挙は、別に定める手順により提出期日までに投票することを要する。
- 第7条 当選者は、役職別、担当業務別に、選挙の得票数の高い順に決定する。但し、得票数が同点の場合には、理事会において当選者を決定する。
- 第8条 選挙の結果、当選した理事の分掌は会長の判断による。

役員候補選出に関する細則（7月理事会改訂内容）

- 第1条 この細則は「役員選挙に関する規程」第4条に定められた役員候補者の推薦、選出に関する手続きを定めるものである。
- 第2条 理事会推薦候補者の選出は次の各項によるが、最終的な決定は理事会で行う。
- (1) 会長は、全役員、支部長、IFIP委員長、編集長、会誌・論文誌編集委員会WG主査、調査研究運営委員長、領域委員長、研究会主査、情報処理教育委員長、技術応用運営委員長、会長・副会長経験者、および代表会員に対して、文書により候補者の推薦を求める。
- 候補者の推薦は各役職別、各担当業務別に対応する員数内の記載とし、全被推薦候補者は正会員とするが、留任の現役員はこれに含まれない。
- なお、役員候補者の推薦にあたっては候補者の過去の学会活動経験等を考慮する。
- (2) 会長は、前(1)項と同時に、調査研究運営委員会に対して、業務担当理事B枠について、各改選年度の候補者数を満たす役員候補者の推薦を文書により求める。
- 調査研究運営委員会が推薦する役員候補者の選出方法の手続きは、理事会の議を経て別に定める。
- (3) 会長は、前(1)項および(2)項により推薦を受けた役員候補者推薦リストを作成するが、その際、調査研究運営委員会から推薦された理事B枠の役員候補者については、その旨をリストに明記する。また、調査研究運営委員会から推薦された理事B枠の役員候補者と同一人が、他の役職または担当業務枠に推薦されている場合には、理事B枠のみに限定する。

(4) 会長は、前(3)項で作成した役員候補者推薦リストにより、前(1)項の候補者推薦人に、役職別、担当業務別に、理事会推薦候補者数以内の投票を求める。

(5) 理事会は、前(4)項の投票結果に従って、役職別、担当業務別に、理事会推薦候補者の順位を決定する。但し、得票数が同数の被推薦候補者については理事会において順位を決定する。

また、被推薦候補者のうち、同一人が二つ以上の役職にわたるときは、被推薦候補者本人の意向を確認し、そのうちの一つに限定する。同一人が業務担当理事 A・B・C 枠の複数にわたるときは、前(4)項による得票の結果、立候補依頼の可能性の高い枠に限定する。

(6) 特定組織への著しい偏りを除くため、会長・副会長・監事以外については、同一組織（同一企業グループ（親会社とその子会社）は同一組織とみなす）に属する役員は 2 名以内とし、理事会推薦候補者（会長・副会長・監事を除く）を以下の通りとする。

ただし、定款第 17 条 2 項の規定を超えることが想定される場合には、理事会でこれを調整する。

a) 同一組織に属する候補者は 2 名以内とする。

但し、留任理事と同一組織に属する候補者については次の通りとする。

b) 同一組織に属する留任理事が 1 名いる場合は、当該組織に属する候補者は 1 名以内とする。

c) 同一組織に属する留任理事が 2 名いる場合は、当該組織に属する候補者は選出しない。

第 3 条 第 2 条により定めた推薦候補者の順位に従って、会長名で立候補の意思を文書で確認する。

もし承諾が得られない場合は推薦順位の次点者を順次繰り上げて当該候補者の意思を確認する。

立候補の意思を確認する段階で問題が生じた場合には、総務理事経由で会長の判断を仰ぐものとする。

第 4 条 理事会が推薦する役員候補者の数は、役職、担当業務別ごとに改選定数の 2 倍とする。但し、被推薦者の辞退などにより、候補者数が上記の基準に達しない場合は、改選定数以上であればよいものとする。

第 5 条 役員候補者の数が第 4 条の条件を満たさないときは、第 2 条(1)～(5)の手続きを経ることなく、理事会においてその役職、担当業務について候補者を補足選出することができるものとする。

第 6 条 役職別、担当業務別の改選定数、理事会が推薦する役員候補者数、および選出方法は、次の「役員改選定数等表」の通りとする。

役員改選定数等表

	会長改選年度		会長非改選年度		理事業務担当
	改選定数	候補者数	改選定数	候補者数	
会 長	1	2	-	-	
副会長	1 企業	2	1 教育	2	
監 事	1 教育	2	1 企業	2	
理事 A	4	8	4	8	会誌、論文誌、教育、国際
理事 B	1	2	2	4	調査研究
理事 C	4	8	4	8	総務、財務、事業、企画

理事推薦枠の見直しについて

会長 安西 祐一郎

このたび第 510 回理事会（平成 17 年 7 月 27 日開催）では、今後の学会運営の一層の充実のため、理事推薦枠の見直しと関連する手続き変更を行い、以下の概要の通り改定することといたしました。今回の改定により本会が一層活性化されるよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

改定概要

- (1) 学会活動の多くの部分を支えている調査研究（研究会）分野が、学会全体の運営に積極的に関与することで学会全体の一層の活性化を図れるよう、調査研究分野からの候補者推薦も可能とさせ、「調査研究」担当を単独枠とする。
- (2) 新領域への活動の拡大など、将来構想の実現に十分な対応ができるよう、新たに「企画」担当を設置するとともに、「電子化」は「総務」に統合するよう、理事の担務を見直す。
- (3) 以上により、理事選出枠を次の通り改定する。

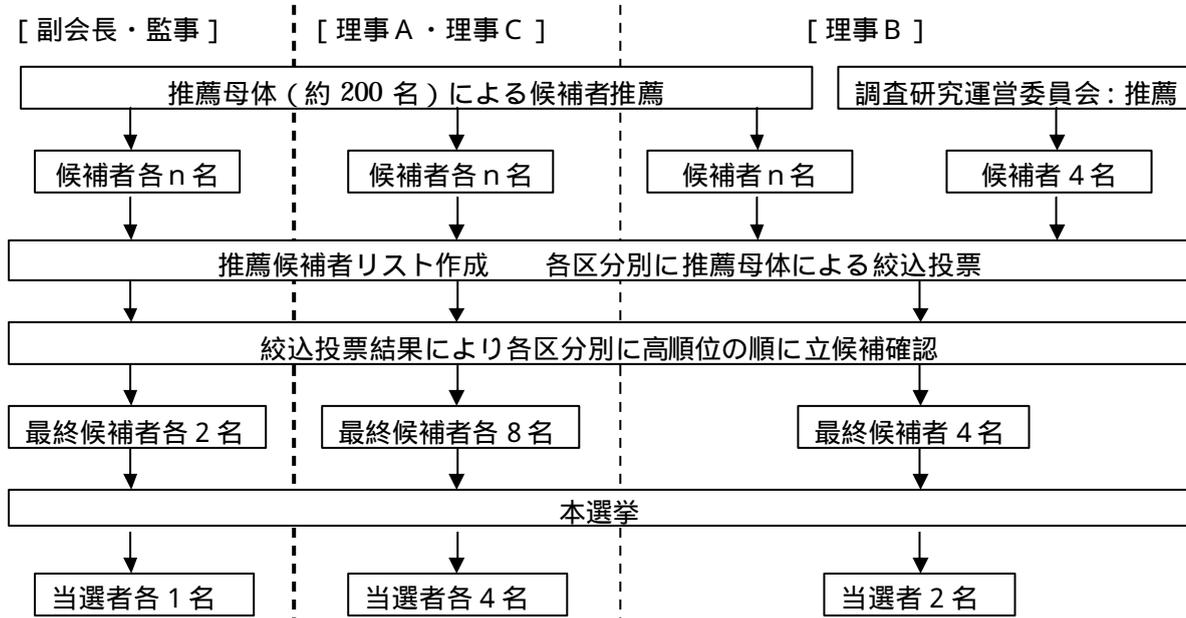
[前期改選までの理事選出枠]

	会長改選年度		会長非改選年度		
	改選定数	候補者数	改選定数	候補者数	
会 長	1	2	-	-	
副会長	1 企業	2	1 教育	2	
監 事	1 教育	2	1 企業	2	
理事 A	4	8	5	10	会誌、論文誌、調査研究、教育 総務、財務、電子化、事業、国際
理事 B	5	10	5	10	

[改定後の理事選出枠（太枠以外は従来通り）]

理事 A	4	8	4	8	会誌、論文誌、教育、国際
理事 B	1	2	2	4	調査研究
理事 C	4	8	4	8	総務、財務、事業、企画

平成 18 年度改選選挙の概略



理事 B「調査研究」候補者に関する留意事項

- (1) 理事 B の候補者は、約 200 名の推薦人のほかに、調査研究運営委員会からも候補者数が推薦される。18 年度改選は、200 名の推薦人からは「n 名」の候補者が、調査研究運営委員会からは「イ氏、ロ氏、ハ氏、ニ氏」の 4 名が推薦されたと仮定する。
- (2) 推薦候補者リストを作成する段階で「イ氏、ロ氏、ハ氏、ニ氏」が理事 A、理事 C にも推薦されている場合は理事 B に限定する。理事 B の候補者は「n 名」+「イ氏、ロ氏、ハ氏、ニ氏」となるが、このうち「イ氏、ロ氏、ハ氏、ニ氏」は調査研究運営委員会から推薦された候補者であることをリストに明記する。
- (3) 前(2)項の推薦候補者リストにより 200 名の推薦人で絞込み投票を行う。
- (4) 前(3)項の投票結果により、立候補依頼の順位を決定し、候補者に立候補を依頼する。
- (5) 立候補を承諾した最終候補者に「イ氏、ロ氏、ハ氏、ニ氏」がいる場合には、本選挙で会員に配布する候補者リスト（略歴等が書かれたもの）に、調査研究運営委員会から推薦された候補者であることを明記する。

以上

参考：18年度改選における理事会推薦役員候補者決定までの概略（会長は非改選年）

- 1．推薦人（約 200 名）による候補者推薦（ ）内は改選定数、推薦依頼は改選定数以内
副会長（1）：教育界所属の候補者が推薦される。
監事（1）：産業界所属の候補者が推薦される。
理事 A（4）：会誌、論文誌、教育、国際のいずれかの業務を担当する候補者が推薦される。
理事 B（2）：調査研究を担当する候補者が推薦される。
他に調査研究運営委員会からは 4 名が推薦される。
理事 C（4）：総務、財務、事業、企画のいずれかの業務を担当する候補者が推薦される。
- 2．候補者リストの作成
調査研究運営委員会から推薦された理事 B の 4 名の候補者は、調査研究運営委員会からの推薦であることをリストに明記する。また、この 4 名が、理事 A、理事 C にも推薦されている場合には理事 B に限定する。
- 3．推薦人（約 200 名）による候補者リストの範囲内での絞込み投票（ ）内は候補者数、投票依頼は候補者数以内
副会長（2）：教育界所属
監事（2）：産業界所属
理事 A（8）：会誌、論文誌、教育、国際のいずれかの業務を担当
理事 B（4）：調査研究を担当
理事 C（8）：総務、財務、事業、企画のいずれかの業務を担当
- 4．立候補依頼順位の決定と立候補依頼
理事会における候補者の所属調整を含む。
- 5．最終候補者の決定（ ）内は候補者数
副会長（2）：教育界所属
監事（2）：産業界所属
理事 A（8）：会誌、論文誌、教育、国際のいずれかの業務を担当
理事 B（4）：調査研究を担当（*注）
理事 C（8）：総務、財務、事業、企画のいずれかの業務を担当
*注）理事 B のうち、調査研究運営委員会から推薦された候補者については、本選挙における候補者リスト（抱負等掲載名簿）にその旨を明記する。
- 6．スケジュール
10 月 11 日 役員候補者推薦締切
10 月 25 日 理事会：推薦候補者リスト報告
10 月 26 日 推薦人宛に推薦候補者リスト内での投票依頼
11 月 10 日頃 投票締切
11 月 28 日 理事会：候補者の推薦順位の決定
11 月 29 日 各候補者に立候補承諾の確認
12 月 19 日 理事会 ML：候補者立候補承諾状況報告
1 月 10 日 投票用紙および抱負等掲載名簿作成の最終締切（投票用紙発送：2月上旬）

以上

平成 18 年度 役員候補者推薦票の記載に関する注意事項

- * 以下をご参照の上、学会運営および役員構成（産学のバランス）等に配慮して適切な候補者を改選数以内でご推薦ください。
 * 各役職・担当業務とも、平成 18 年度留任役員（資料 5 参照）および名誉会員（資料 7 参照）を推薦することはできません。

役員	改選数	役職・担当決定後の予定業務説明（本会定款および一般規則による）および推薦制限（部） []内：相当する主な委員会等・会合出席は、総会・理事会含め 15～30 回程度
副会長	1	会長を補佐し、中長期的な学会運営企画・政策、および個々の事業活動に関する事項を分掌し、本会目的の達成に努める。 [調査研究運営委員長、IFIP 委員長、FIT 推進委員長、ハンドブック編纂委員会、支部長会議、選奨関係委員会、全国大会組織委員長ほか] 「教育（企業以外の機関）」に属する方を 1 名以内でご推薦ください。
業務担当別理事	以下の事項を分掌し、当該分野の活性化と社会貢献を通じて本会目的の達成に努める。 Aグループは4名以内、Bグループは2名以内、Cグループは4名以内でご推薦ください（各々、所属に関する推薦制限はありません）。	
	Aグループ 右記業務の内のいずれかを担当	4 <u>会誌</u> 会誌に関する事項、知的財産権に関する事項、その他の理事の分掌に属さない出版に関する事項。 [会誌編集委員会、出版委員会、ハンドブック編纂委員会、著作権委員ほか] <u>論文誌</u> 論文誌全体（英文誌を含む）の企画・調整、Journal の編集、その他論文誌に関する事項。 [論文誌編集委員会、選奨関係委員会ほか] <u>教育</u> 情報処理教育の振興・交流・普及に関する事項。 [情報処理教育委員会・傘下の委員会、受託事業統括委員会、選奨関係委員会ほか] <u>国際</u> 国際交流、国際会議・講習会、その他国際に関する事項。 [国際業務委員会、IFIP 委員会ほか]
	Bグループ	2 <u>調査研究</u> 調査委員会・研究会・研究グループに関する事項、Transaction の編集、受託研究、その他調査研究に関する事項。 [調査研究運営委員会、領域委員会、ハンドブック編纂委員会、選奨関係委員会ほか] 調査研究運営委員会からも候補者推薦があります。
	Cグループ 右記業務の内のいずれかを担当	4 <u>総務</u> 総会・理事会に関する事項、定款・一般規則の改廃に関する事項、事業計画・事業報告の集約、会員の入退会に関する事項、歴代会長・名誉会員に関する事項、役員選出に関する事項、支部に関する事項、個人情報保護に関する事項、渉外・広報に関する事項、事務局の人事・待遇に関する事項、その他の理事の分掌に属さない事項。 [総務財務運営委員会、学生会員育成委員会、支部長会議、選奨関係委員会ほか] <u>財務</u> 収支予算および決算の集約、出納および会計管理、財産の管理・処分に関する事項、本会に対する寄付行為に関する事項、情報規格調査会に関する事項、その他会計に関する事項。 [総務財務運営委員会、学生会員育成委員会、情報規格調査会、ハンドブック編纂委員会、選奨関係委員会ほか] <u>事業</u> 全国大会・FIT および講習会等に関する事項、協賛・後援に関する事項。 [全国大会関連委員会、FIT 関連委員会、事業推進委員会、選奨関係委員会ほか] <u>企画</u> 新領域への活動の拡大など、将来構想の実現に関する事項。
監事	1	民法第 59 条の規定に基づき、適時、本会の財産状況および役員の業務執行状況の監査を行う。 「企業」に属する方を 1 名以内でご推薦ください。

*本会目的：(定款第 4 条記載事項) この法人は、コンピュータとコミュニケーションを中心とした情報処理に関する学術・技術の進歩発展と普及啓蒙を図り、会員相互間および関連学協会との連絡研修の場となり、もって学術、文化ならびに産業の発展に寄与することを目的とする。

情報処理学会一般規則：改訂案（抜粋）

第3章 役員および職員

（会長の職務）

第9条 会長は、定款第19条に定める通り、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

（副会長の職務および分掌）

第10条 副会長は、定款第19条2項に定める通り、会長を補佐し、会長に事故あるとき等は、その職務を代行する。副会長の分掌事項は、共通事項(1)を除き、会長が定める。

(1) 中長期的な学会運営企画・政策に関する事項

(2) ~~総務、財務、会誌、論文誌、調査研究、情報化、事業、国際、教育、情報規格調査会等の個々の事業活動に関する事項、その他~~

例示個所を削除した。

（監事の職務）

第11条 監事は、定款第21条の規定に基づき、適時、本会の財産の状況、および役員の仕事執行状況の監査を行い、適切な指示を行う。

（理事の仕事および分掌）

第12条 理事は、定款第20条に定める通り、理事会を組織し、定款に定めるもの、および総会決議事項以外の事項について決議し執行する。理事の分掌事項は会長が定めるが、原則として次により、当該分野の活性化と社会貢献を通じて本会目的の達成に努める。

(1) 総務：総会・理事会に関する事項、定款→規程および一般規則の改廃に関する事項、事業計画および事業報告の集約、会員の入退会に関する事項、歴代会長・名誉会員会に関する事項、役員選出に関する事項、支部に関する事項、個人情報保護に関する事項、渉外・広報に関する事項、事務局の人事・待遇に関する事項、その他の理事の分掌に属さない事項

実態に即して表現等を修正するとともに、個人情報保護に関する事項を追加した。

(2) 財務：収支予算および決算の集約、出納および会計管理、財産の管理・処分に関する事項、本会に対する寄付行為に関する事項、~~契約に関する事項、広報に関する事項~~、情報規格調査会に関する事項、その他会計に関する事項

実態に即して表現等を修正するとともに、契約については契約取扱い手続きにより個々の業務担当理事の所掌に変更したため削除した。

(3) 会誌：会誌に関する事項、知的財産権に関する事項、その他の理事の分掌に属さない出版に関する事項

(4) 論文誌：論文誌全体の企画・調整、Journalの編集、その他論文誌に関する事項

(5) 調査研究（研究会）：調査委員会・研究会・研究グループに関する事項、Transactionの編集、受託研究に関する事項、その他調査研究に関する事項

(6) 調査研究（教育）：教育の振興・交流・普及に関する事項（情報処理教育の振興・交流・普及についての調査研究に関する事項）

(7) 事業：全国大会・FITおよび講習会等に関する事項、協賛・後援に関する事項

(8) 国際：国際交流、国際会議・講習会、その他国際に関する事項

(9) ~~電子化：学会の電子化の企画・運用に関する事項~~

企画：新領域への拡大に関する事項

選挙制度改定の検討結果を受けて修正した。

（以下略）

以上